

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

令和4年11月30日 提出

周南市長 藤 井 律 子

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

令和4年7月29日（金）午後1時40分頃、周南市大字大河内において、財政部財政課職員が運転する公用車が、県道下松田布施線沿いのバス停留所に一時停止した後に転回しようとした際、後方から直進してきた車両に接触し、相手方が負傷した人身事故及び物損事故

(2) 損害賠償の相手方及び額

ア 人身事故分

住所

氏名

損害賠償額 316,244円

イ 物損事故分

住所

氏名

損害賠償額 587,347円

2 専決処分の年月日

令和4年11月17日